

平成31年 4月 1日

## 公益財団法人山梨厚生会 行動計画

公益財団法人山梨厚生会は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成31年 4月 1日 ～ 令和 3年 3月31日

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など、諸制度の周知を行う

< 対策 >

- ・平成31年4月～ パンフレット（院内広報）の見直しを実施し、職員へ配布
- ・令和 2年4月～ 職員を対象に研修会を実施し、各種制度の周知

目標2：年次有給休暇の推進

< 対策 >

- ・平成31年4月～ 有給休暇の取得状況を調査し、現状を把握する
- ・令和 2年4月～ 法定取得5日を超え、有給休暇を積極的に取得するよう、推進する

目標3：所定外労働の削減

< 対策 >

- ・平成31年4月～ 仕事のすすめ方を見直し、所定外労働を減少させる意識啓発をおこなう
- ・令和 2年4月～ 勤怠管理システムを導入し、所定外労働時間の把握と削減へ取り組む